

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、29,100円とする。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p>第8条～第26条 略</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,300円とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは、「34,000円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,300円」とあるのは、「46,900円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第8条～第26条 略</p>